

令和7年6月農業委員会総会議事録

令和7年6月26日午後3時00分、農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 24名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	4番	前田	優考	委員
5番	福士	章逸	委員	6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員
8番	対馬	雅之	委員	9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員
11番	木村	芳文	委員	12番	町田	高司	委員	13番	戸澤	幸彦	委員
14番	石岡	人志	委員	15番	田村	眞裕美	委員	16番	岩谷	裕子	委員
17番	成田	毅	委員	18番	小田切	葵	委員	19番	拠森	弘義	委員
20番	高橋	貴志	委員	21番	小田桐	武志	委員	23番	嶋口	千速	委員
24番	石岡	千鶴子	委員	25番	小嶋	勇成	委員	26番	川村	陽彦	委員

欠席委員 1名

22番 種澤 達也 委員

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 82 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 83 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 84 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 85 号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の決定について
議案第 86 号	地域を担う農業者への支援の充実に関する要望（案）
議案第 87 号	地域計画の変更に係る補助制度に関する要望（案）

報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 23 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第 24 号 非農地の判断について

事務局次長

携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。それでは、ただ今から、令和7年6月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、東目屋地区の佐々木潤推進委員に来ていただいております、皆様よろしくお願いいたします。

佐々木潤推進委員

（あいさつ）

事務局次長

それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長、よろしくお願いします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

欠席者の通告があります。議席番号22番種澤達也委員であります。ただいまの出席者数は24名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。12番町田高司委員、13番戸澤幸彦委員、14番石岡人志委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第82号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第83号「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

議長

それでは、議案第82号及び第83号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長

まず、1ページの議案第82号から説明いたします。議案第82号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件3,485m²、畑25件92,336m²、合計28件95,821m²であります。また、使用収益権関係では、田3件13,981m²、畑11件81,902.19m²、合計14件95,883.19m²であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件13,562m²であります。次に、23ページをお開き願います。議案第83号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田1件2,938m²、使用収益権関係では、畑1件5.81m²であります。なお、関連がある申請は、19ページの議案第82号、使用収益権関係、受付番号71番の地上権設定と26ページの議案第83号、使用収益権関係、受付番号1番の営農型太陽光発電設備に関する案件であります

事務局次長

が、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

川村調査副委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、兜森弘義委員長、小田桐武志副委員長、金田公隆委員、工藤堅委員、成田善藏委員、それに私、川村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告いたします。また、営農型太陽光発電設備の設置に係る 3 条地上権設定及び、農地法第 5 条関係について申し上げます。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 45 番について申し上げます。譲受人は、以前より、両親と共に、家庭菜園の一連の作業に携わっておりましたが、取得地である、自宅裏手の農地で、自家消費用の野菜を栽培したいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用の枝豆を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。5 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 48 番について申し上げます。譲受人は、以前から申請地で母とともに家庭菜園を行っており、野菜の一連の作業に携わっておりましたが、母が高齢となったため、自身で農地を引き継ぐこととなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用の枝豆や柿を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号 49 番について申し上げます。譲受人は、学生時代から父とともに申請地で家庭菜園を行っており、米や野菜栽培の一連の作業に携わっておりましたが、自身で栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用の水稻やじゃがいもを栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 60 番について申し上げます。譲受人は、社会福祉法人の理事長をしており、自身が経営する施設では、利用者が、野菜やブルーベリーを栽培し、販売しております。今回、譲り受ける農地では、野菜の苗を栽培し、自身の経営する法人へ提供したいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。なお、譲受人は農業ボランティアの方より、農作業を教わったり、5 年間農家へ通い、育苗を学んだ経験があります。今後はこれまでの経験を生かして、じゃがいもやなす等の苗を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 65 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、幼少期からりんごと桃の栽培の一連の作業に携わっておりますが、両親が高齢となったため、自身で農地を引き継ぐこととなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は両親の指導のもと、りんごと桃を栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号 66 番について申し上げます。借受人は、にんにくを生産する農業法人へ 10 年ほど勤めておりますが、今後は自身でにんにくを栽培したいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、にんにくを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。18 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 69 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、3 年前に、勤めていた会社を退職して以来、実家のりんご栽培の一連の作業に携わっておりますが、主たる経営者である祖父が高齢となったため、自身で農地を引き継ぐこととなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導のもと、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 74 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、青果物の加工やりんご等の小売を行う一般法人であり、近年、りんごの仕入れ額が高騰していることから、数年前から原料を自社で確保することを考えており、今回、知人のりんご農家から農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後

川村調査副委員長

は農地の所有者の指導のもと、りんごを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないとの判断しました。また、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求める結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上です。

小田桐調査副委員長

引き続き事前調査会の報告をいたします。次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。25ページをお開きください。所有権関係、受付番号1番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。次に26ページをご覧ください。使用収益権関係、受付番号1番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、期間満了に伴い事業継続のために許可申請をするものです。転用面積は、5.81 m²で、所要面積は1,553 m²です。土地利用計画は、架台基礎120本、構内柱1本の接地部分に係る、3年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインに基づく一時転用許可の基準を満たすかを判断しました。昨年の下部の農地における農作物の状況ですが、ミョウガ、わらびについては、地盤が非常に固く、地域の平均的な単収の8割を確保することができませんでしたが、株分けをしたり、肥料などにより土壤改良を行い、少しづつ定着してきていたとのことでありました。今後も同様にして、収量の向上に努めたいと申しておりました。また、令和5年10月許可時において、ならたけの生育状況が思わしくなかったことにより、なめこに作物を変更しておりましたが、日当たりが強く、生育状況が良くなかったため、今期は十分に寝かせた原木を使い新たに種を植え付け、布を被せることにより、これまでのような高温被害を防ぐことで、収量の向上に努めたいと申しておりました。農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しており、発電設備設置による作物への影響は、概ねないことを確認できていることから、事業の継続が可能であると考え、許可相当であると判断しました。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。なお、先ほど申し上げました使用収益権関係、受付番号1番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して、申請のあった19ページの農地法第3条、使用収益権関係受付番号71番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に同意を得ていることや、これまでの事業の継続でもあることから、周辺農地への支障はないと考えられ、許可相当と判断しました。以上申し上げたことから、議案第82号及び第83号はすべて許可要件を満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長

それでは、議案第82号及び議案第83号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長	議案第 82 号及び議案第 83 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 82 号は許可することとし、議案第 83 号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。なお、議案第 82 号使用収益権関係、受付番号 71 番については、県知事許可である議案第 83 号使用収益権関係、受付番号 1 番と同日の権利設定となるよう許可することとします。 次に、議案第 84 号を議題といたします。議案第 84 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	27 ページをお開き願います。議案第 84 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権移転関係が、田 2 件 3,123 m ² 、畠 6 件 50,266 m ² 、合計 8 件 53,389 m ² であります。また、使用収益権関係が、田 5 件 25,666 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	29 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 17 番から 32 ページ受付番号 24 番及び 33 ページ使用収益権関係、受付番号 25 番から 34 ページ受付番号 28 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関する、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。所有権関係、受付番号 23 番から 24 番及び使用収益権関係、受付番号 25 番から 28 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、35 ページ使用収益権関係、受付番号 29 番については、猿沢地区における農地中間管理機構関連農地整備事業で農地中間管理事業を活用して貸し戻しをしていた農地でしたが、借受人死亡により、あおもり農業支援センターと借受人の貸借が終了したため、相続登記完了後にあおもり農業支援センターから所有者へ貸し戻すため、農用地利用集積等促進計画を定めて権利設定を行うものであります。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議長	それでは、議案第 84 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 84 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 84 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 85 号を議題といたします。議案第 85 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 37 ページをお開き願います。議案第 85 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたため、また、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の目標地図の素案について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。38 ページをお開き願います。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 2 件 1,407.15 m²、地域計画への位置付けの申し出が 1 件 35 m²、合計 1,442.15 m²であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 事前調査会では、市で策定した地域計画からの除外、及び地域計画に編入する農地について検討をいたしました。今回地域計画より除外する 2 件、1,407.15 m²の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、地域計画への編入の申し出があったものについては、5 月の総会で、住宅建設のため地域計画からの除外について意見を求められたものであります。その後、計画の変更により住宅の面積が縮小されたため、縮小された 35 m²を地域計画へ改めて編入するものであることから、地域計画の変更及び目標地図の素案の決定は妥当であると判断いたしました。以上であります。

議長 それでは、議案第 85 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第 85 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないと認め、議案第 85 号は地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の決定について、異議ないと決定いたします。

次に、議案第 86 号と議案第 87 号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第 86 号「地域を担う農業者への支援の充実に関する要望（案）」と、議案第 87 号「地域計画の変更に係る補助制度に関する要望（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長 41 ページをお開き願います。議案第 86 号「地域を担う農業者への支援の充実に関する要望（案）」と、議案第 87 号「地域計画の変更に係る補助制度に関する要望（案）」についてであります。提案理由は両議案とも、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであり、担い手育成委員会及び農地集積推進委員会において検討を経たのち、運営委員会での決定を経て、要望案として提案されているものであります。これら 2 件の要望につきましては、青森県知事に対して、今後開催予定である中弘地区農業委員会大会において中弘地区農業委員会連絡協議会としての議決を経て、要望するものであります。なお、要望の内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上であります。

議長 運営委員会から要望内容について説明いたします。

小嶋運営委員

本日の総会に提案している、要望に関する議案2件について、去る6月12日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には4人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。初めに、議案第86号の「地域を担う農業者への支援の充実に関する要望案」につきましては、地域計画の実現に向けて、担い手の育成に繋がる「スマート農業技術の推進や機械の導入促進」に取り組むこと、又、「農業機械の操作など様々な研修機会を強化すること」を要望すべきとしたものであります。次に、議案第87号「地域計画の変更に係る補助制度に関する要望案」につきましては、地域計画の変更及び実行に取り組むためには、今後目標地図の変更を随時行い、地域計画の完成度を高めることが重要であり、そのための必要な経費の予算措置について国に働きかけるよう要望すべきとしたものであります。以上、報告いたします。

議 長

議案第86号について担い手育成委員会から要望書について、説明願います。

担い手育成委員長

私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。農業経営基盤強化促進法の改正により、全国の自治体は地域計画を策定しましたが、地域計画の「将来の目指す農地利用の姿」である目標地図において、10年後の担い手が位置づけられていない農地が3割を超える結果となり、農業の担い手不足があらためて浮き彫りになりました。地域計画の実現に向けて、地域農業を維持し発展していくためには、新規就農者や法人を含めての担い手の育成に繋がる施策が必要不可欠であります。そのためには、スマート農業技術や農業機械による農作業の効率化を進める必要があります。また、担い手の経営力を向上させ、グリーン・ツーリズムに繋げるなど、広い視野で農地を活かせる人材の育成がますます重要となります。つきましては、地域を担う農業者を支援するため、下記の事項について要望するものであります。記。1スマート農業技術の推進や、令和6年度にあった物価高騰対応「スマート農業機械」導入促進事業費補助金に類した制度の検討に取り組むこと。2農業機械の操作などの様々な研修機会を強化して、地域を担う人材の育成を推進すること。以上でございます。

議 長

次に議案第87号について農地集積推進委員会から要望書について、説明願います。

工藤堅委員

私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。地域計画策定推進緊急対策事業費補助金は、農業経営基盤強化促進法の改正により、全国の市町村に令和6年度末までの策定が義務付けられた地域計画の策定のため、農業委員会による目標地図の素案作成や市町村による協議の実施、地域計画案のとりまとめに係る取組に要する経費への支援であり、令和5年度及び令和6年度に市町村へ交付され、全国の市町村で地域計画を策定したところであります。国では令和7年度からは、地域計画実現総合対策として地域計画の策定により明らかとなった地域の課題を解決するために、地域計画の実現に向けた支援を重点的に取り組むこととしており、地域計画策定推進緊急対策事業費補助金は予算措置されませんでしたが、全国で策定された地域計画は目標地図において、10年後の担い手が位置づけられていない農地が3割を超える結果となったことから、今後も地域の話し合いを基本として目標地図の変更を随時行い、地域計画の完成度を高めることが重要であります。そのためには、今後も農業経営に係るアンケートに基づく意向の把握や地域の話し合い等を継続するための経費が必要であります。つきましては、地域計画の変更を円滑に実施するため、下記の事項について国に働きかけるよう要望するものであります。記。1地域計画の変更に係る、農業経営に係るアンケート、目標地図のプラッシュアップや地域の話し合い等に係る必要な経費については、国が十分な予算を確保し、農業委員会、市町村に交付することで、関係機関及び地域農業者等が連携して地域計画の変更・実行に取り組めるようにすること。以上でございます。

議 長

それでは、議案第86号、及び議案第87号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

	(なし)
議長	議案第 86 号、及び議案第 87 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 86 号、及び議案第 87 号は原案のとおり決定いたします。議案第 86 号、及び議案第 87 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。
	次に、報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 94,552 m ² 、畑 10 件 137,012 m ² 、合計 19 件 231,564 m ² であります。なお、届出理由につきましては、47 ページから 50 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 22 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 12,853 m ² 、畑 10 件 47,909 m ² 、合計 14 件 60,762 m ² であります。なお、解約理由につきましては、53 ページから 54 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 23 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 24 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	55 ページをお開き願います。報告第 24 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 1 筆 1,995 m ² であります。以上であります。
議長	報告第 24 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 47 分〕